

(3) 事務事業評価結果一覧表

| 番号 | 事務事業名                  | 事務事業概要   | 一次評価                  | 二次評価              | 三次評価 |
|----|------------------------|--|-----------------------|-------------------|------|
|    |                        |  | 上段:総合評価<br>下段:今後の展開方向 |                   |      |
| 1  | 言語治療児童援助事業             | ことばの発達障がいを持つ児童の早期治療に向けた通級費用の一部助成により、保護者負担の軽減と地区唯一の西紋地区言語治療学級(ことばの教室)の運営・設備維持費の一部負担を行う。                 | A<br>継続/現状維持          | A<br>継続/現状維持      |      |
| 2  | 語学指導を行う外国青年招致事業        | 児童・生徒の国際理解力の向上並びに英語教育の内容充実に向け、外国語指導助手(ALT)1名を招致する。   | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 3  | 小中学校教師用指導書購入事業         | 教員の指導力向上による教育内容の充実を目的として、教員が使用する指導書を購入し小中学校に配備する。  | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 4  | 雄武町特別支援教育推進事業          | 学校教育法の特別支援教育の対応として、町内小中学校に在籍する、いわゆる「困り感」をもった児童生徒の学習活動をサポートするため、特別支援教育支援員を配置する。                         | A<br>継続/拡充            |                   |      |
| 5  | ふるさと教員配置事業             | 小中学校における多種多様な教育活動及び学校事情に応じた教育活動の円滑化を目的に、町独自で臨時教員1名を配置する。   | C<br>継続/内容の見直し・変更     | B<br>継続/内容の見直し・変更 |      |
| 6  | 要保護・準要保護児童生徒援助事業       | 低所得者層の世帯に対して、児童生徒の教育の機会均等を図り、一定水準の義務教育を保障するため、就学援助費を支給する。  | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 7  | 児童生徒授業用コンピューター整備(更新)事業 | 新学習指導要領に対応すべく、各校のICT環境を整備し、授業及び学校経営の安定化を図る。  | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 8  | 山村留学推進事業               | へき地校の存続と教職員確保による教育内容の充実・発展・向上を目指すことを目的に、町内の山村留学制度実施校区に組織される地域協議会に対して、雄武町山村留学推進協議会を通じて運営費等の助成等活動の支援を行う。 | B<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 9  | 教育施設等管理委託業務            | 民間委託のメリットを活かし、教育委員会所管施設(町内小中学校・町民センター・スポーツセンター・武道センター・テニスコート等)の管理業務を民間委託する。                            | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 10 | 小中学校教育備品整備事業           | 教育水準向上に向けた義務教材等の整備及び校務推進に必要な管理備品について整備(更新)する。  | A<br>継続/現状維持          |                   |      |

| 番号 | 事務事業名               | 事務事業概要  | 一次評価                  | 二次評価              | 三次評価 |
|----|---------------------|---|-----------------------|-------------------|------|
|    |                     |   | 上段:総合評価<br>下段:今後の展開方向 |                   |      |
| 11 | 各学校施設修理改修事業         | 町立学校施設や教職員住宅については経年により、各種修理改修工事が必要となることから、児童生徒の安全面や施設の適切な維持管理を目的に比較的小規模な工事を実施する。  | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 12 | 生徒教育振興事業            | 中学校の部活動における中体連等の参加経費を負担する。  | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 13 | 学校図書整備事業            | 学校教育に欠かせない基礎的設備である学校図書館の図書について、教育課程において必要とされ、かつ時代にあった図書を計画的に配備し、児童・生徒の健全な教養を育成する。                                       | A<br>継続/現状維持          | A<br>継続/現状維持      |      |
| 14 | 雄武町学校教育振興推進協議会補助事業  | 雄武町のすべての児童生徒の望ましい人格形成を目指し、町内の全教育機関が連携を図り、効率的かつ効果的な活動の展開により、雄武町の教育目標達成に向けて、学校教育の振興と教職員の資質向上を図ることを目的に設置する協議会に対して運営費を助成する。 | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 15 | 教職員教育振興事業           | 都市部と比較して研修機会の少ない町内の学校に勤務する教職員に研修機会を与え、校内研修や公開研究事業を促進し教職員の資質向上を図ることを目的に、先進地視察や校内研修、公開研究に係る費用の一部について助成を行う。                | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 16 | 教育相談員配置事業           | 教育に関して専門的な知識を有する教育相談員を配置するとともに、家庭が抱える様々な課題や問題に対応した取り組みを展開する。  | C<br>継続/内容の見直し・変更     | B<br>継続/内容の見直し・変更 |      |
| 17 | 学校環境整備事業            | 学校施設の経年からなる外壁や塗装の剥離を始めとする危険個所の把握や、施設の適正な維持について状況調査を行い、調査結果を踏まえて計画的に補修工事を行う。   | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 18 | 小中学校児童生徒検定チャレンジ促進事業 | 小中学生が受験する漢字検定試験及び英語検定試験の受験費用を助成し、児童生徒の語学力向上、学ぶ意欲の育成及び保護者負担の軽減を図る。   | B<br>継続/内容の見直し・変更     |                   |      |
| 19 | 教職員用パソコン導入(更新)事業    | 教職員用パソコンの更新のほか、グループウェアを更新することにより、校務支援体制の円滑化を図る。   | A<br>継続/現状維持          |                   |      |
| 20 | 教職員住宅環境整備事業         | 各教員住宅の老朽化の状況及び改善方法の調査を行い、計画的に改修を行う。   | C<br>継続/内容の見直し・変更     | C<br>継続/内容の見直し・変更 |      |

| 番号 | 事務事業名            | 事務事業概要  | 一次評価                  | 二次評価       | 三次評価 |
|----|------------------|---|-----------------------|------------|------|
|    |                  |   | 上段:総合評価<br>下段:今後の展開方向 |            |      |
| 21 | へき地小学校巡回事務職員配置事業 | 小規模校における教頭職の未配置等に伴う教職員の少人数化に伴い、学校経営に支障を来している状況にあることから、学校事務における教職員の多忙感を解消するため、事務職員を配置する。 | A<br>継続/現状維持          |            |      |
| 22 | 雄武高等学校存続対策事業     | 地元高等学校の存続に向けた協議を行い、適宜状況に見合った取り組みを進めるほか、存続のため魅力ある学校づくりのため、各種助成を行う。                       | B<br>継続/拡充            | B<br>継続/拡充 |      |
| 23 | 学校支援活動推進事業       | 町内小学校及び中学校と地域との連携体制の構築のため、地域全体で学校を支援する事業を効果的に実施することにより、地域の教育力の活性化を図る。                   | A<br>継続/現状維持          |            |      |
| 24 | 紋別地区高齢者交流の集い     | 紋別地区4市町の高齢者が参加し、講演会や学習発表会を実施する。   | A<br>継続/現状維持          |            |      |
| 25 | 社会体育団体活動費助成事業    | 本町の生涯スポーツ活動の中核的な役割を果たしている体育連盟・スポーツ少年団の育成やスポーツを通して、地域の活性化や将来の指導者を養成するため、団体の活動に対し助成を行う。   | A<br>継続/現状維持          |            |      |
| 26 | 社会教育中期計画策定事業     | 第6期総合計画に掲げている目標達成のため、社会教育分野における今後5年間の実施計画を策定する。   | A<br>継続/現状維持          |            |      |
| 27 | 生涯学習推進事業         | 町民のライフステージやニーズに応じ、生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくために、講座及び学習会等を開催する。                                | B<br>継続/現状維持          |            |      |
| 28 | スポーツ大会推進事業       | 町民の健康維持、体づくりの奨励とスポーツを通じて地域、世代間の交流・親睦を図るため、各種スポーツ大会を開催する。                                | B<br>継続/内容の見直し・変更     | C<br>継続/統合 |      |
| 29 | 雄武町スポーツ振興事業      | 各種スポーツの全国・全道大会へ出場する個人又は団体に対し、経費の一部を補助する。  | A<br>継続/現状維持          |            |      |
| 30 | スポーツ教室推進事業       | 町民や学校週5日制による余暇時間の増えた子どもたちに、広くスポーツに親しむ機会や健康を維持する学習活動を提供するため、各種スポーツ・学習教室を開催する。            | B<br>継続/内容の見直し・変更     | B<br>継続/統合 |      |

| 番号 | 事務事業名         | 事務事業概要  | 一次評価                  | 二次評価              | 三次評価 |
|----|---------------|---|-----------------------|-------------------|------|
|    |               |   | 上段：総合評価<br>下段：今後の展開方向 |                   |      |
| 31 | スポーツイベント参加助成金 | スポーツイベントへの参加により、心身の健全な育成を図ることを目的に、参加経費の一部助成を行う。対象のイベントはオホーツクサイクリングとし、町内小中高等学校の児童生徒及び一般市民を対象とする。 | B<br>継続／内容の見直し・変更     | B<br>継続／内容の見直し・変更 |      |
| 32 | 武雄市児童交流事業     | 児童を武雄市に派遣すること及び武雄市児童を受け入れることによって、異なる地域の気候や生活、文化に対する理解と寛容を養うために地域間の交流を図る。                        | A<br>継続／現状維持          |                   |      |
| 33 | 家庭教育推進事業      | 休日の拡大に伴い、地域や家庭における教育の役割も増大しており、教育力の低下も叫ばれている中で、子育てをする上で最も大切な場である家庭での教育のあり方等、学習機会の支援を行う。         | C<br>継続／内容の見直し・変更     | C<br>継続／内容の見直し・変更 |      |
| 34 | 社会体育施設委託業務事業  | 本町の生涯スポーツの推進に寄与するため、主要な体育施設の適正な管理を民間業者等に委託する。   | A<br>継続／現状維持          |                   |      |
| 35 | スポーツセンター整備事業  | スポーツセンター施設及び備品の老朽化に伴い、計画的に更新整備する。   | C<br>継続／統合            | C<br>継続／統合        |      |
| 36 | 体育施設整備事業      | 老朽化した体育施設及び設備を計画的に修繕等を行い、利用者の利便性を図る。  | A<br>継続／現状維持          | A<br>継続／現状維持      |      |
| 37 | 町民センター施設整備事業  | 施設・設備に関して老朽化が著しいため、町民が利用しやすい施設とするため計画的に更新改修等を行う。  | A<br>継続／現状維持          | A<br>継続／現状維持      |      |
| 38 | 郷土資料保存・展示調査事業 | 保有郷土資料の町民への展示及び教育活動での活用のため、整理を行う。   | A<br>継続／現状維持          |                   |      |
| 39 | 幌内史跡公園整備補助事業  | 幌内史跡公園敷地内が老朽化しており、危険な状態にあるため、修繕を行うための補助をする。   | A<br>終了               | A<br>終了           |      |
| 40 | 芸術文化公演事業      | 舞台芸術の機会に恵まれない本町において、児童・生徒等を対象に演劇や音楽などの鑑賞機会を支援し、生の芸術にふれる場をつくり、情操の涵養を図るとともに芸術への理解を深め、地域文化の活性化を図る。 | A<br>継続／現状維持          |                   |      |

| 番号 | 事務事業名           | 事務事業概要   | 一次評価                  | 二次評価         | 三次評価 |
|----|-----------------|--|-----------------------|--------------|------|
|    |                 |  | 上段:総合評価<br>下段:今後の展開方向 |              |      |
| 41 | 陶芸推進事業          | 地域に根付いてきた陶芸文化をより多くの町民がふれあうことが出来るよう、施設の管理体制を整え、維持管理を行うことで利用の拡大を図る。                | A<br>継続/現状維持          |              |      |
| 42 | 社会教育関係団体活動費補助事業 | 社会教育を推進する中核的な組織(文化連盟・子ども育成会・PTA連合会)に対して補助を行い、地域の活性化を促進する。                        | A<br>継続/現状維持          |              |      |
| 43 | 読書促進事業          | 多様な学習目的と複雑かつ高度化する生涯学習ニーズ及び利用者の利便性の向上に対応するため、図書館蔵書の整備を行う。                         | B<br>継続/現状維持          | B<br>継続/現状維持 |      |
| 44 | 雄武町図書館建設事業      | 現在の図書館は施設が狭隘であり、十分な町民ニーズを満たしていない事から、蔵書を備えた新たな図書館を整備することにより、町民の生涯学習の推進、地域の活性化を図る。 | A<br>継続/現状維持          | A<br>継続/拡充   |      |
| 45 | 学校給食子育て支援事業     | 学校給食費保護者負担金の一部を助成することで、子育てに係る保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を創造し、少子化対策を図る。            | A<br>継続/現状維持          |              |      |
| 46 | 給食センター調理業務委託事業  | 給食センター調理業務について、民間委託を実施する。  | A<br>継続/現状維持          |              |      |
| 47 | 学校給食用非常食配備事業    | 学校給食の提供が不可能となった場合、非常食を喫食することで授業日課への影響を回避する。                                      | A<br>継続/現状維持          |              |      |
| 48 | 学校給食食育推進事業      | 学校指導要領の特別課程に位置付けられている学校給食における、食育と地産地消の観点からの啓発の推進を図る。                             | A<br>継続/現状維持          |              |      |